

D アドバンス助産師〔助産所管理者および助産所に勤務する助産師〕区分の更新要件

【更新の考え方】

- アドバンス助産師〔助産所管理者および助産所に勤務する助産師〕は、「院内助産を自律して実践できる助産師」としてCLOCMiP®レベルⅢが認証されていることを前提として、地域で実践を重ねていることが認証の更新要件となります。
よって、更新時までの実施例数は問いません。
なお、この更新要件は、日本助産師会の定める開業助産師のラダーⅠの能力に相当します。
- 助産所に勤務する助産師(保健指導型・分娩型)は、管理者と協働するうえで、助産管理能力や地域との連携・調整能力等が必要となるため、助産所管理者(分娩型)と同様の更新要件が適用されるものとします。

【申請対象者】

- 公益社団法人日本助産師会の会員であり、助産所開設届を提出している助産師。ただし、助産所に勤務する助産師は助産所開設届の提出は不要
- 助産所管理者(保健指導型)は、保健指導員賠償責任保険に加入していること
- 助産所管理者(分娩型)は、助産所責任保険に加入していること
- 助産所に勤務する助産師は、勤務助産師賠償責任保険に加入していること

		要件		提出書類
		助産所管理者(保健指導型)(D-1)	助産所管理者(分娩型)、助産所に勤務する助産師(D-2)	
総合評価		A		
到達の条件		<ul style="list-style-type: none"> ●5年間で、下記の要件を満たすこと 1.5年間で実施した助産実践120時間分の報告書¹⁾を作成する <ul style="list-style-type: none"> *地域における助産実践120時間の時間換算については、「地域における業務項目と時間換算」を参照すること *助産所管理者は、〔看護管理者〕区分の専門的自律能力「3.管理における実践 5)管理:災害看護、感染対策、地域連携、看護管理に関連した委員会活動等」と同様の実践報告を必須とする 2.指定研修³⁾(助産所管理者および助産所に勤務する助産師実践能力を育むための教育計画の科目1)～3)からに該当する研修)60時間を受講する 		施設内承認書 ²⁾ および必要書類
	マタニティケア能力	科目1)マタニティケア能力に関する研修(18時間) (1)助産師に関するガイドライン (2)妊婦から産後1年までの時期にある女性の身体・心理・社会的状態のアセスメントと支援 (3)乳幼児の成長発達とアセスメント (4)地域における保健指導の理論と実際 (5)授乳にかかわる支援(母乳育児支援)		
	専門的自律能力	科目2)専門的自律能力(18時間) (1)助産管理 (2)コーディネーション (3)企画力		
WHC能力	科目3)ウィメンズヘルスケア能力(24時間) (1)ウィメンズヘルス概論 (3)リプロダクティブ・ヘルス/ライツに基づく支援 (2)子育てに関する支援 (4)女性のメンタルヘルスとその対応			
必須研修	マタニティケア能力	新生児蘇生法(NCPR):Bコース以上	新生児蘇生法(NCPR):Aコース	認定証または合格通知書
		<ul style="list-style-type: none"> ・分娩期の胎児心拍数陣痛図(CTG)に関する研修 ・フィジカルアセスメント5領域⁴⁾:妊娠期、脳神経、呼吸/循環、代謝、新生児 ・子宮収縮剤の使用と管理 ・助産記録 ・妊娠から授乳期における栄養 ・同産期のメンタルヘルス⁵⁾ ・母体感染のリスクと対応 ・臨床推論(総論) 		修了証
研修ステップアップ	専門的自律能力	<ul style="list-style-type: none"> ・同産期の倫理に関する研修 ・助産師および後輩教育等に関連した研修 3回の学術集会⁶⁾に参加 		参加証/参加時のネームカード等

1) 助産管理実践報告書については、管理者に限り120時間のうち20時間を必須とする。

2) 助産所管理者は所属する都道府県助産師会による承認とします。必要書類の詳細については、日本助産師会の会員専用ページ内の「アドバンス助産師の更新」を参照してください。

>>> 日本助産師会ウェブサイトの会員専用ページ >>> 「アドバンス助産師の更新」 <https://midwife.sakura.ne.jp/midwife.or.jp/member/login.php>

【掲載内容】・総合評価の方法・助産実践報告書の作成・〔助産所管理者および助産所に勤務する助産師〕区分における指定研修について

3) 〔助産所管理者および助産所に勤務する助産師〕区分の更新に活用できる指定研修として認められる研修会は、以下の4つとします。

① 日本助産師会が主催もしくは共催する研修会

② 都道府県助産師会が主催もしくは共催する研修会¹⁾で、日本助産師会が承認番号を付与したもの

③ 日本助産師会の継続教育ポイントを認める他団体による研修会で、受講後に受講生本人が継続教育ポイント申請をしたもの

④ 〔看護管理者〕〔教員〕〔WHC〕それぞれの区分の更新に活用できる指定研修²⁾

*1) 都道府県主催研修会の指定研修認定は、2018年10月開催以降のものになります。それ以前のものについては、日本助産師会「2) 2015～2017年度に受講した研修会を更新に活用するには…」をご参照ください。

*2) それぞれの更新区分においてマタニティケア能力と分類される研修は科目1、専門的自律能力と分類される研修は科目2に該当します。助産師に求められるWHC能力のうち「女性のライフサイクルの観点から対象理解」、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツに基づく支援」は科目3に該当します。詳しくは日本助産師会ウェブサイトでご確認ください。

4) フィジカルアセスメントは5領域すべての研修を受講してください。

5) 必須研修「同産期のメンタルヘルス」と認められる研修は、日本助産実践能力推進協議会のオンデマンド研修および日本産婦人科医会主催のもののみです。

6) 日本助産師会では、プログラムに基調講演や教育講演等の講演と一般演題発表が含まれている集会を学術集会とします。学術集会は、分野を問わず更新申請に利用できます。